



千地裁総第570号

平成28年4月28日

山中理司様

千葉地方裁判所長 原



司法行政文書の開示についての通知書

3月31日付け（4月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示については、下記のとおり情報を提供することとしましたので、通知します。

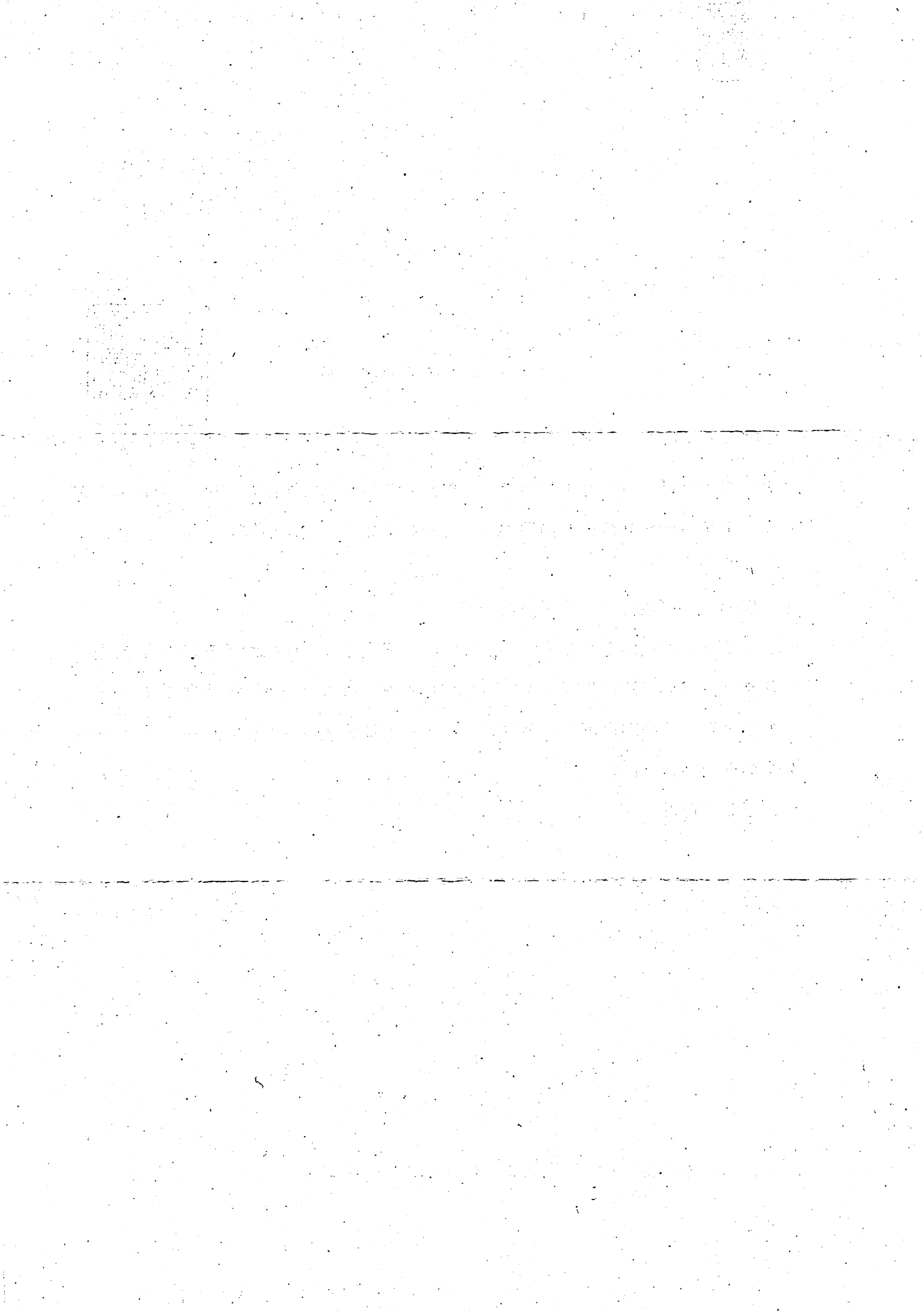
記

1 提供する司法行政文書の情報

「千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成28年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷日割並びに司法行政事務の代理順序の定め」の別表第1及び別表第2（平成28年4月1日現在のもの）（片面で7枚）

2 提供の実施方法

写しの送付



	<p>判事補 (特) 鈴木 真 耶</p> <p>判事補 築田 真 央</p> <p>【留学中】 判事補 (特) 福岡 涼</p> <p>【留学中】 判事補 小川 一 希</p> <p>【留学中】 判事補 日下部 優 香</p>	<p>(9) 民事非訟事件及び商事非訟事件 (公示催告, 過料を含む。)</p> <p>(10) 借地非訟事件 (借地非訟付調停事件を含む。)</p> <p>(11) 特定調停事件</p> <p>(12) 仮登記仮処分事件</p> <p>(13) 罹災都市借地借家臨時処理事件</p> <p>(14) 船舶所有者等責任制限事件</p> <p>(15) 油濁損害賠償責任制限事件</p> <p>(16) 仲裁関係事件</p> <p>(17) 証拠保全事件</p> <p>(18) その他の民事雑事件 (訴えの提起前における証拠収集処分事件, 証拠保全事件及び共助事件を除く。)</p>	<p>5分の1 全 部</p>	<p>菅吉 津 鈴 築</p> <p>野澤 田 木 田</p> <p>昌 邦 真 真</p> <p>彦 和 裕 耶 央</p>	
<p>民 事 第 五 部</p>	<p>判事 (総) 鹿子木 康</p> <p>判事 菅家 忠 行</p> <p>判事 本間 陽 子</p> <p>判事補 (特) 長尾 崇</p> <p>判事補 吉元 祥太郎</p> <p>【日本銀行研修中】 判事補 芦田 泰 裕</p>	<p>(法定合議事件)</p> <p>(1) 控訴事件</p> <p>(2) } 第一部の(2)及び(3)と同</p> <p>(3) } じ</p> <p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } 第一部の(4)から(6)まで</p> <p>(6) } と同じ</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) } 第一部の(7)から(11)まで</p> <p>(10) } と同じ</p> <p>(11) }</p> <p>(12) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(13) 証拠保全事件</p> <p>(14) 共助事件</p> <p>(15) 建築請負及び工事請負に関する事件 (請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。)</p>	<p>68分の20</p> <p>各4分の1</p> <p>各167分の47</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>5分の1</p> <p>4分の1</p> <p>全 部</p>	<p>合議事件</p> <p>鹿子木 康 行子</p> <p>菅家 忠 陽</p> <p>本間 尾 元 祥太郎</p> <p>単独事件</p> <p>鹿子木 康 行子</p> <p>菅家 忠 陽</p> <p>本間 陽 子</p>	<p>木 月・金 (臨時)</p> <p>水 火・金 火・金</p>

(別表第2)

平成28年度千葉地方裁判所刑事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配及び割合	担当裁判官	開廷日等
刑 事 第 一 部	判事(総) 高木 順子	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件 1 法定合議事件(2の事件を除く。)の9分の2 2 裁判員裁判対象事件の9分の2 3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の9分の2 4 次の事件の9分の2 (1) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件 (2) 組織的犯罪処罰法第52条第2項の不服申立事件 (3) 麻薬特例法第19条第4項及び第20条第3項により組織的犯罪処罰法第52条第2項の例によるとされた不服申立事件 (4) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件 (5) 麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第62条第1項の例によるとされた審査請求事件 (6) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項に基づく除外決定請求等事件, 同法第35条第1項, 第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件 5 除斥事件及び忌避事件の9分の2 6 部において合議体で審判をする旨の決定をした事件 7 その他法令により合議体で処理すべき事件の9分の2 8 医療観察法第72条第1項の不服申立事件及び同法第73条第1項の異議申立事件の9分の2	合議事件 高木 順子 吉井 隆平 蛭原 意傑 佐藤 傑 長尾 洋子 斉藤 仁美 西 愛礼	月～金
	判事 吉井 隆平			
	判事 蛭原 意			
	判事 佐藤 傑			
	判事補(特) 長尾 洋子			
	判事補 斉藤 仁美			
	判事補 西 愛礼			
		第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の29分の7 2 即決裁判手続事件の9分の2 3 1及び2以外の単独事件の29分の7 4 その他判事の権限により処理すべき事件(第1及び第3に掲げたものを除く。)の29分の7	単独事件 高木 順子 吉井 隆平 蛭原 意傑 佐藤 傑 長尾 洋子	月～金 月～金 月～金 月～金 月～金
		第3 その他の事件 次の事件ごとにその各9分の2 (1) 医療観察法第33条第1項の申立事件	医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件	

		<p>(2) 第25条(3)により同条(1)本文の例によるとされた事件</p> <p>(3) 執行猶予取消請求事件</p> <p>(4) 起訴前の証拠調事件・証拠保全事件</p> <p>(5) 共助事件(組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助事件を除く。)</p> <p>(6) 刑事訴訟法第430条の準抗告事件</p> <p>(7) 刑事訴訟法第187条の2の不起訴被疑者の訴訟費用請求事件</p> <p>(8) 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士の指定に関する事件</p> <p>(9) その他裁判官の権限により処理すべき事件(第1, 第2並びに上記(1)及び(2)に掲げたものを除く。)</p>	<p>(裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>高木順子 吉井隆平 蛭原意傑 佐藤 傑</p>	<p>随時 随時 随時 随時</p>
刑 事 第 二 部	<p>判事(総) 金子武志</p> <p>判事 松本圭史</p> <p>判事 林寛子</p> <p>判事 辛島靖崇</p> <p>判事 岡部絵理子</p> <p>判事補 野上幸久</p> <p>判事補 津田葉月</p>	<p>第1 } 第一部の第1から第3までと同じ 第2 } 第3 }</p>	<p>合議事件 金子武志 松本圭史 林寛子 辛島靖崇 岡部絵理子</p> <p>単独事件 金子武志 松本圭史 林寛子 辛島靖崇 岡部絵理子</p> <p>医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>金子武志 松本圭史 辛島靖崇 岡部絵理子</p>	<p>月～金</p> <p>月～金 月～金 月～金 月～金</p> <p>随時 随時 随時</p>
刑	<p>判事(総) 吉村典晃</p> <p>判事 岡田健彦</p>	<p>第1 } 第一部の第1から第3までと同じ 第2 } 第3 }</p>	<p>合議事件 吉村典晃 岡田健彦 高橋正長 新崎俊 小西安陽 大庭 陽子</p>	<p>月～金</p>

		(1) (2) (3) (4) (5) } 第一部の第3(1)から(9)までと同じ (6) (7) (8) (9)	理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)	藤井俊郎 伊藤大介	随時 随時
刑 事 第 五 部	判事(総) 市川太志	第1 第一部の第1と同じ	合議事件	市川太志 高橋康明 本間明日香 岩田真吾 岡井麻奈美 米満祥人	月～金
	判事 高橋康明				
	判事 本間明日香	第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の29分の2 2 第一部の第2の2と同じ 3 1及び2以外の単独事件の29分の2 4 その他判事の権限により処理すべき事件 (第1及び第3に掲げたものを除く。)の 29分の2	単独事件	市川太志 高橋康明 本間明日香 岩田真吾	月～金 月～金 月～金 月～金
	判事補(特) 岩田真吾				
	判事補 岡井麻奈美	第3 第一部の第3と同じ	医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)	市川太志 高橋康明 本間明日香 岩田真吾	随時 随時 随時 随時
判事補 米満祥人					